

駐車監視員活動ガイドライン

【武蔵野 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道7号	五日市街道	吉祥寺本町4-31先吉祥寺北町交差点	吉祥寺南町2-36先吉祥寺南町交差点	7-20	
		井の頭通り	吉祥寺南町3-33先立教通り	吉祥寺本町3-26先成蹊通り交差点	7-20	
2	市道	吉祥寺大通り	吉祥寺南町2-2先井の頭通り	吉祥寺本町1-20先五日市街道吉祥寺駅北交差点	7-20	
3	主要地方道114号	吉祥寺通り	吉祥寺東町1-2先四軒寺交差点	御殿山1-17先万助橋	7-20	

◎ 重点路線

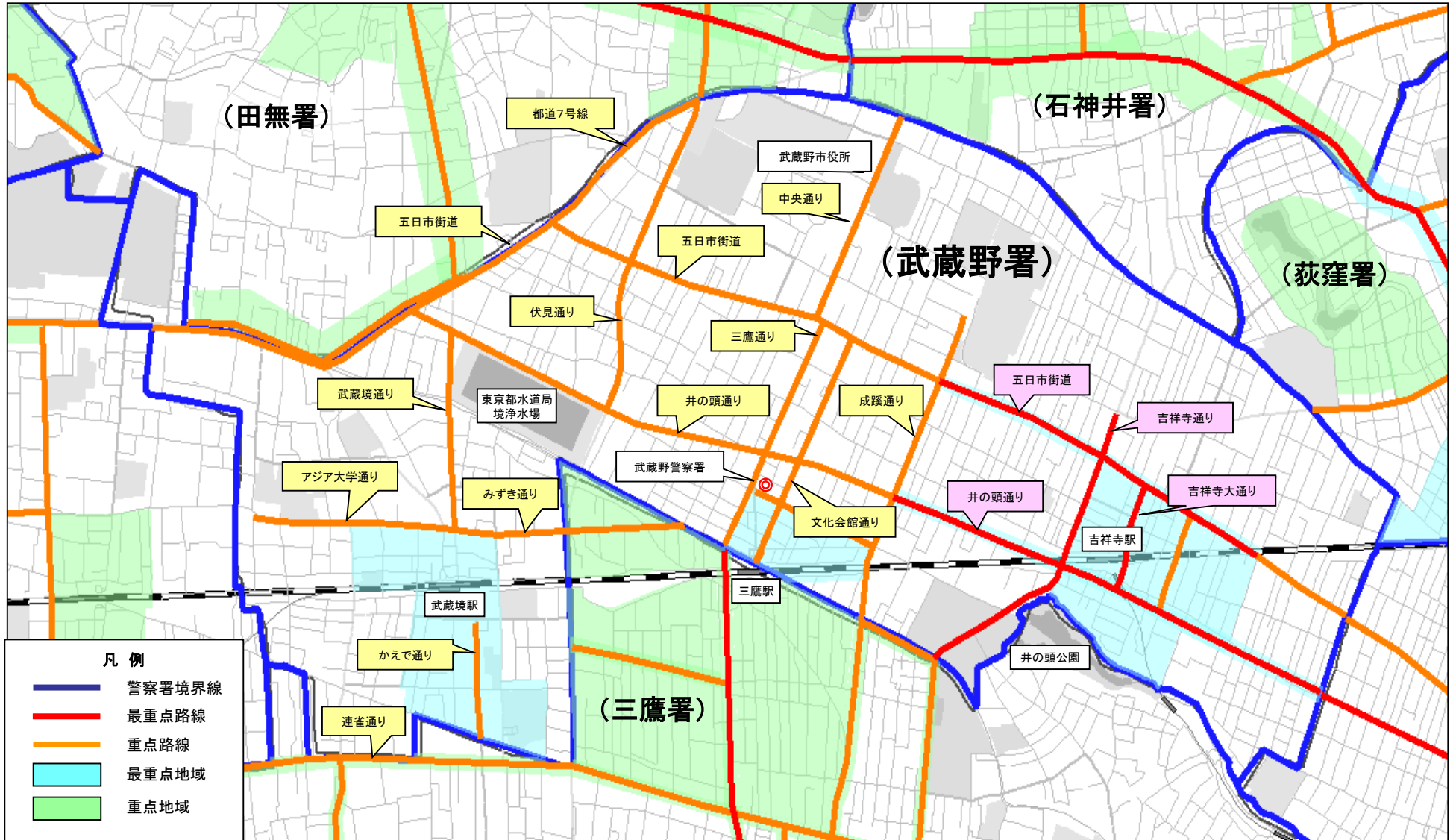
No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	市道	水門通り	吉祥寺本町1-34先五日市街道	吉祥寺南町2-13先井の頭通り	7-20	
2	市道	成蹊通り	吉祥寺北町3-7先	御殿山2-14むらさき橋交差点	9-20	
3	市道	八丁通り	中町2-1先武蔵野警察署前交差点	中町2-32先平沼園交差点	7-20	
4	市道	みずき通り～ アジア大学通り	境1-24先	境5-27先技術専門校前交差点	7-20	
5	市道	かえで通り	境南町2-10先JR武蔵境駅南口交差点	境南町2-28先	7-20	
6	市道	伏見通り	八幡町2-3先関前橋交差点	関前2-5先井の頭通り	7-20	
7	主要地方道7号	五日市街道	桜堤3-37先	中町3-29先吉祥寺北町交差点	7-20	左記区間における武蔵野市内の路線
8			吉祥寺南町4-1先吉祥寺南町交差点	吉祥寺南町4-28先松庵小前交差点	7-20	
9			井の頭通り	関前5-11先関前五交差点	中町2-31先成蹊通り交差点	
10	都道121号	三鷹通り	中町1-3先けやき橋交差点	中町3-4先武蔵野中央交差点	7-20	
11	市道	中央通り	吉祥寺北町4-13先武蔵野中央交差点	吉祥寺北町5-10先更新橋交差点	7-20	
12	主要地方道12号	武蔵境通り	境1-5先	関前1-10境浄水場西交差点	7-20	
13	都道7号線		八幡町4-14先関前橋交差点	八幡町3-8先武蔵野大学前交差点	7-20	
14	市道	文化会館通り	中町1-13先	中町3-5先	7-20	
15	都道134号線	連雀通り	境南5-1先 境南町1-30・32先塚交差点付近	境南5-14先	9-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(五日市街道、井の頭通り)周辺	7-20	
2	JR吉祥寺駅周辺(吉祥寺通り、五日市街道、水門通り、井の頭通りを囲む地域、吉祥寺南町1丁目及び周辺)	7-20	
3	JR三鷹駅北口を含む中町1丁目及び周辺	7-20	
4	JR武蔵境駅周辺(境一交差点以西の境1丁目、及び境2丁目のうちアジア大学通り、みずき以南の地区、境南町2丁目及び武蔵野赤十字病院周辺)	7-20	

武蔵野警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。